

訪問介護ステーション そらまめ星和台  
居宅介護支援事業  
運営規程

第1条（事業目的）

医療法人康成会が開設する訪問介護ステーション そらまめ星和台 居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、在宅療養者に対し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、家庭においてより安定した療養生活が送れるよう支援することを目的とする。

第2条（運営方針）

事業所の介護支援専門員は、要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して居宅サービス計画を作成する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に務めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

- (1) 名称                    訪問介護ステーションそらまめ星和台  
                             居宅介護支援事業所
- (2) 所在地                奈良県北葛城郡河合町星和台2丁目1番地の17

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種は、次のとおりとする。

- (1) 管理者                1名  
                             管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員    1名以上  
                             介護支援専門員は、ケアプランの作成を行う。
- (3) その他の職員       1名（非常勤職員）  
                             必要な業務を行う。

第5条（営業日および営業時間）

営業日： 月～金曜日

営業時間： 月～金曜日 9:00～17:00

休業日： 土曜日・日曜日

および国民の祝祭日、年末年始（12月28日から1月3日）

2 上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

#### 第6条（居宅介護支援事業の提供方法及び内容）

居宅介護支援事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：本所の相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類：居宅サービス計画ガイドライン方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所：本所の会議室
- (4) 介護支援専門員の訪問頻度：最低月1回とし、計画の実施状況及び利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題を継続的に把握し評価するために必要に応じて随時訪問する。

#### 第7条（利用料に関する事項）

居宅介護支援を提供した場合の利用料の範囲の額は、介護報酬告示上の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けることとする。

#### 第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は次の区域とする。

奈良県北葛城郡 河合町

#### 第9条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生と防止のための措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備
- (2) 虐待防止のための委員会を設置
  - ①委員会の定期的な開催とその結果について、従業者への周知徹底
  - ②適切に実施するために必要に応じて担当者を設置
  - ③従業者への研修の実施
- (3) その他、虐待防止のための適切な措置

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを監

督官庁等に報告するものとする。

#### 第10条（苦情・ハラスメント処理）

指定居宅介護支援事業所は、利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて、調査を実施し、改善の措置、記録の整備その他必要な措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

#### 第11条（その他運営についての留意事項）

指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を適宜設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、感染症や非常災害の発生時に於いて、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場に於いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

7 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し、保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

8 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人康成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成13年 8月 1日から施行する。

平成15年 5月 1日 改訂

平成24年 3月12日 改訂

平成25年 7月 1日 改訂

平成27年10月 1日 改訂

令和	3年	4月	1日	改訂
令和	4年	4月	1日	改訂
令和	6年	6月	1日	改訂